

令和7年度浪江町地域農業再生協議会水田収益力強化ビジョン

1 地域の作物作付の現状、地域が抱える課題

浪江町においては、平成29年3月に帰還困難区域を除く地域の避難指示が解除され、令和5年3月には特定復興再生拠点区域の避難指示も解除され、同年5月には同区域において水稻の試験栽培が開始するなど、営農再開に向けた取組が着実に進められてきた。

避難指示解除区域では、集落営農による組織的な営農再開が進んできているほか、町外からの法人参入も拡大してきている。浪江町においては、令和元年度から関係機関が連携して担い手と地権者間での農地のマッチングを進めてきた。令和5年度からは地域計画策定のための話し合いがほぼ全ての避難指示解除区域で進められており、町内外の担い手への面的な農地集積が見られてきている。

作物作付の現状については、令和3年度にカンントリーエレベーターが設置され、水稻の作付面積が拡大してきたほか、令和5年度には水稻・タマネギの苗を供給する大規模育苗施設が稼働し、土地利用型作物による営農再開が加速してきている。さらに、令和8年から予定している大型酪農施設の稼働に向けて、稲WCSやデントコーンなど粗飼料栽培の取組も始まりつつある。

一方で、町内の作付再開は場は請戸川北部に集中しており、震災前の作付面積のおよそ3割程度である。令和7年度以降、復旧工事や通水が完了することで新たに作付再開できる地域が拡大していく見込みであるが、除染による不陸や獣害による畦畔の損壊など、営農再開に向けた課題が山積している状況である。

今後も、町内での営農再開が可能となる環境が整うまで、町、県の補助制度や産地交付金等を活用し、町内の営農復興を目指していく。

2 高収益作物の導入や転換作物等の付加価値の向上等による収益力強化に向けた産地としての取組方針・目標

○ 産地化の推進

- ・ タマネギやエゴマなど、震災後の町内に適した品目の作付を推進する。
- ・ 町外から参入してきている法人等と連携し、新たな品目の取組を進める。

○ 収益性・付加価値の向上

- ・ 増収・品質向上に資する品種・技術の導入を促進し、収益性を高める。
- ・ 化学肥料・農薬の使用量を低減する取組を推進し、付加価値を向上させる。
- ・ 道の駅や直売所を販路として活用し、加工品目の拡大を進めていく。

○ 新たな市場・需要の開拓

- ・ 町内の小売店・直売所や、町外から参入してきている法人等と連携して、新たな販路の拡大を推進する。
- ・ 新規需要米や畑作物など、実需からのニーズがある品目の取組を推進する。

○ 生産・流通コストの低減

- ・ 密苗や疎植、直播などの栽培技術や、スマート農業機械など、省力・低コスト化に繋がる農業の導入を推進する。
- ・ 町内に導入された農業用施設や、町内外の集出荷施設などの利用を促進し、共同利用による低コスト化を進める。

3 畑地化を含めた水田の有効利用に向けた産地としての取組方針・目標

○ 地域の実情に応じた農地の在り方

- ・ 効率的な農地集積を進めるために、町内での地域計画の策定を推進する。

- 地域における効率的な農地利用体系の構築
 - ・ 大豆やタマネギ等の転作作物を導入する地区においては、堆肥・緑肥等による地力向上や、地域計画にブロックローテーションを盛り込むなど、連作障害を回避しつつ効率的な田畑輪換に取り組める体系の構築を進める。
- 水田の利用状況の点検方針・点検結果を踏まえた対応方針
 - ・ 地域計画の見直しを通じて、担い手だけでなく地域全体で水田の維持・管理に取り組むなど、持続的に担い手への農地集積が可能となる取組を推進する。
 - ・ 露地野菜など土地利用型の園芸品目については、水稻とのブロックローテーションが見込めない地域などで畑地化を検討するが、帰還していない耕作者の意向や地域の合意を前提とし、取組は慎重に進める。

4 作物ごとの取組方針等

(1) 主食用米

営農再開率は依然として低く、当面は主食用米も含めて営農再開面積の拡大を優先していく。また、震災後の水稻作付は一般品種による一括管理方式の飼料用米が大きな比率を占めており、多収品種への品種変更や、他の新規需要米への転換が定着するまでは、一括管理方式の飼料用米から主食用米への回帰も予想される。

近年は米価下落の傾向が続いており、米価および経営安定のために非主食用米の取組が増加していた。しかし、令和6年度からは様々な要因により米価が上昇しており、主食用米への回帰が進んでいる。

それでも、依然米価下落のリスクは消えないこと、また省力化や作業分散の点から、新規需要米や転作作物との複合経営による収益の安定化や、直播栽培などの低コスト化技術の導入及びカントリーエレベーター等の共同利用施設による生産コストの低減など、生産者の経営安定に資する取組推進を継続する。

(2) 備蓄米

水田農業の経営安定化の一角として、関係機関と連携して取組を推進する。

※備蓄米については、令和7年産米の備蓄米に関する政府買入の動向を踏まえ、主食用米及び非主食用米等へ変更する場合がある。

(3) 非主食用米

浪江町は、震災以前は主食用米が水田耕作の過半を占めており、震災後の現在も稲作が営農再開の主力である。水田農業を継続しつつ生産者の所得を確保するためにも、各種非主食用米の取組を維持・拡大する必要がある。

ア 飼料用米

浪江町内の新規需要米のほとんどが飼料用米で、かつカントリーエレベーターによる一括管理方式が過半を占めている。町内では令和8年度から大規模酪農施設が稼働する予定で、牧場へ供給する濃厚飼料の一角として飼料用米の重要性は高いが、一般品種の水活交付金が減額となるため主食用米への回帰が懸念されている。今後は県や町内の大規模農業法人などと連携して、多収品種への取組を促進する。

イ 米粉用米

現在は取組無し。

ウ 新市場開拓用米

浪江町内では、バイオプラスチック加工用途として新市場開拓用米が作付けされ

ている。バイオプラスチックは精米を原材料とし、品質面から斑点米の混入を避けているなど、主食用米と作付体系が似通っており、新規需要米として非常に取り組みやすいという利点を備えている。

令和４年度には浪江町内にバイオプラスチックの加工工場が整備され、カントリーエレベーター等との連携も期待できるため、水田経営の一角として新市場開拓用米への取り組みを推進する。

エ WCS 用稲

浪江町内では、現在大規模酪農施設の整備を進めており、将来的には飼料の確保が課題となっている。WCS 用稲は、栽培管理に要する機械が主食用米と共通するなど、浪江町内での粗飼料生産に適した品目であるため、将来的な構築連携を見据えて取組拡大を促進する。

オ 加工用米

現在は取組なし。

(４) 麦、大豆、飼料作物

麦類は栽培管理が容易かつ他の土地利用型作物と作期が重複しにくいという利点があるため、転作作物として推進する。

大豆は、現在、町内で２経営体により作付けされており、国産大豆の需要が拡大している状況を踏まえて、新規作付や規模拡大を支援する。

飼料作物は、前述の大規模酪農施設の整備を見据えて試験栽培や新規作付が拡大してきており、将来的な耕畜連携を見据えて取組を支援していく。

(５) そば、なたね

そば、なたねは省力的な転作作物で、担い手不足が著しい浪江町においては有望な品目である一方で、排水対策や実需との連携といった課題を抱えている。これまで、新型コロナの感染拡大による外食・中食産業の低迷により、そば・なたねは需要量が落ち込んでいたが、町内のなたね生産者が新たな実需者と出荷契約を締結するなど状況改善の兆しもみられてきており、引き続き作付取組を支援する。

(６) 地力増進作物

これまで町内で緑肥の作付は認知不足や排水対策、栽培技術の不徹底等により拡大してこなかったが、化学肥料の価格高騰により化学肥料低減の必要性が一気に高まってきていることから、新たな取組を支援する。

(７) 高収益作物

震災後の浪江町では、花き・花木やタマネギなどの園芸品目およびエゴマの取組面積が拡大してきている。とりわけ、花き類およびタマネギは浪江の特産品として注目が高まってきており、産地化を推進するためにも今後とも取組を支援する。

一方、依然として多くの町民が町に帰還できておらず、避難先で一時的に営農を続けている生産者もいることから、町外で園芸品目等の作付をしている避難農業者も対象として産地交付金を設定し、避難生活中の町内生産者が農業技術を維持・向上させるための取組を支援する。

5 作物ごとの作付予定面積等

(単位:ha)

作物等	前年度作付面積等		当年度の 作付予定面積等		令和8年度の 作付目標面積等	
	(合計)	うち 二毛作	(合計)	うち 二毛作	(合計)	うち 二毛作
主食用米	181.89	0.00	194.00	0.00	200.00	0.00
備蓄米	26.44	0.00	26.00	0.00	30.00	0.00
飼料用米	67.91	0.00	41.00	0.00	200.00	0.00
米粉用米	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
新市場開拓用米	1.18	0.00	11.00	0.00	30.00	0.00
WCS用稲	17.82	0.00	18.10	0.00	60.00	0.00
加工用米	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
麦	10.77	1.26	43.00	3.00	24.80	0.00
大豆	12.29	0.00	18.50	0.00	16.00	0.00
飼料作物	10.91	0.00	100.00	0.00	60.00	0.00
・子実用とうもろこし	0.00	0.00	1.00	0.00	0.00	0.00
そば	29.89	0.00	33.00	0.30	30.00	0.00
なたね	14.41	0.00	14.80	0.00	15.00	0.00
地力増進作物	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
高収益作物	28.58	0.00	49.50	0.00	44.00	0.00
・野菜	19.36	0.00	29.50	0.00	30.00	0.00
うち振興作物加算①対象	8.51	0.00	17.00	0.00	15.00	0.00
うち振興作物加算②対象	2.15	0.00	2.50	0.00	3.00	0.00
うち振興作物加算③対象	8.70	0.00	10.00	0.00	12.00	0.00
・花き・花木	6.20	0.00	7.00	0.00	7.00	0.00
うち振興作物加算①対象	3.05	0.00	3.50	0.00	3.50	0.00
うち振興作物加算②対象	3.15	0.00	3.50	0.00	3.50	0.00
・果樹	0.14	0.00	8.00	0.00	1.00	0.00
うち振興作物加算②対象	0.14	0.00	8.00	0.00	1.00	0.00
・その他の高収益作物	2.88	0.00	5.00	0.00	6.00	0.00
うち振興作物加算①対象	2.88	0.00	5.00	0.00	6.00	0.00
その他	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
畑地化	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00

6 課題解決に向けた取組及び目標

整理 番号	対象作物	使途名	目標	前年度（実績）	目標値
1	戦略作物加算①	飼料作物（基幹作）	飼料作物取組面積（飼料用米、WCS用稲を除く）	（R6年度） 10.91ha	（R8年度） 60.0ha
2	戦略作物加算②	飼料用米（基幹作）	飼料用米取組面積（一般品種、専用品種）	（R6年度） 67.91ha	（R8年度） 200.0ha
3	戦略作物加算③	WCS用稲（基幹作）	WCS用稲取組面積	（R6年度） 17.82ha	（R8年度） 60.0ha
4	戦略作物加算④	新市場開拓用米（基幹作）	新市場開拓用米取組面積	（R6年度） 1.18ha	（R8年度） 30.0ha
5	戦略作物加算⑤	麦類（基幹作） 大豆（基幹作） そば（基幹作） なたね（基幹作）	取組面積（飼料用を除く）	（R6年度） 10.77ha 12.29ha 29.89ha 14.41ha	（R8年度） 24.8ha 16.0ha 30.0ha 15.0ha
6	振興作物加算①	野菜（基幹作） 花き（基幹作） その他の高収益作物（基幹作）	取組面積	（R6年度） 8.51ha 3.05ha 2.88ha	（R8年度） 15.0ha 3.5ha 6.0ha
7	振興作物加算②	野菜（基幹作） 花き・花木（基幹作） 果樹（基幹作）	取組面積	（R6年度） 2.15ha 3.15ha 0.14ha	（R8年度） 3.0ha 3.5ha 1.0ha
8	振興作物加算③	たまねぎ（基幹作）	取組面積（1経営体当たり20a以上）	（R6年度） 8.7ha	（R8年度） 12.0ha

※ 必要に応じて、面積に加え、取組によって得られるコスト低減効果等についても目標設定してください。

※ 目標期間は3年以内としてください。

7 産地交付金の活用方法の概要

都道府県名: 福島県

協議会名: 浪江町地域農業再生協議会

整理 番号	使 途 ※1	作 期 等 ※2	単 価 (円/10a)	対 象 作 物 ※3	取 組 要 件 等 ※4
1	戦略作物加算①	1	1,000	飼料作物(別紙)(基幹作)	実需者との契約、生産性向上の取組
2	戦略作物加算②	1	1,000	飼料用米(基幹作)	加工用米等取組計画書の受理、生産性向上の取組
3	戦略作物加算③	1	2,000	WCS用稲(基幹作)	加工用米等取組計画書の受理、生産性向上の取組
4	戦略作物加算④	1	1,000	新市場開拓用米(基幹作)	加工用米等取組計画書の受理、生産性向上の取組
5	戦略作物加算⑤	1	2,000	麦類、大豆、そば、なたね(基幹作)	生産性向上の取組
6	振興作物加算①	1	11,000	野菜、花き、エゴマ(別紙)(基幹作)	作付面積に応じて支援
7	振興作物加算②	1	11,000	野菜、花き・花木、果樹(別紙)(基幹作)	作付面積に応じて支援
8	振興作物加算③	1	14,000	たまねぎ(基幹作)	1経営体当たり20a以上の作付面積に応じて支援

※1 二毛作及び耕畜連携を対象とする使途は、他の設定と分けて記入し、二毛作の場合は使途の名称に「〇〇〇(二毛作)」、耕畜連携の場合は使途の名称に「〇〇〇(耕畜連携)」と記入してください。

ただし、二毛作及び耕畜連携の支援の範囲は任意に設定することができるものとします。

なお、耕畜連携で二毛作も対象とする場合は、他の設定と分けて記入し、使途の名称に「〇〇〇(耕畜連携・二毛作)」と記入してください。

※2 「作期等」は、基幹作を対象とする使途は「1」、二毛作を対象とする使途は「2」、耕畜連携で基幹作を対象とする使途は「3」、耕畜連携で二毛作を対象とする使途は「4」と記入してください。

※3 産地交付金の活用方法の明細(個票)の対象作物を記載して下さい。対象作物が複数ある場合には別紙を付すことも可能です。

※4 産地交付金の活用方法の明細(個票)の具体的要件のうち取組要件等を記載してください。取組要件が複数ある場合には、代表的な取組のみの記載でも構いません。

7の別紙

協議会名: 浪江町地域農業再生協議会

整理 番号	使 途 ※1	対象作物 ※3
1	戦略作物加算①	飼料作物(飼料用米及びWCS用稲を除く)
6	振興作物加算①	野菜:カボチャ、ブロッコリー、キュウリ、ほう れんそう、トマト(ミニトマト、加工用トマトを含 む)、シュンギク、長ネギ、インゲン、キャベ ツ、アスパラガス、サトイモ 花き:リンドウ、トルコギキョウ その他の高収益作物:エゴマ
7	振興作物加算②	振興作物加算①、③の対象作物以外の野菜 (作付面積20a未満のたまねぎを含む)、花 き・花木、果樹